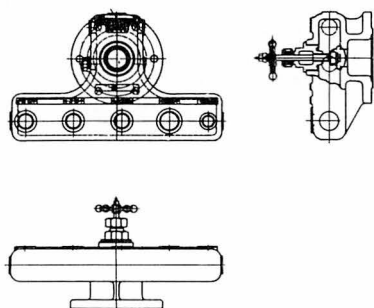


加減・絶気を行
う蒸気止め弁は、
取扱いに便利な
ところに集中す
ることが都合よ
いために、ボイ
ラの外火室後板
上方に図のよう
な蒸気分配箱を
設けるのである。
蒸気分配箱は鋳
鉄製の箱形で蒸
気ドームから乾
燥蒸気を導き、その取入口に主止め弁が設けられ、各所に送気
する蒸気止め弁が並列されている。(高桑五六)

蒸 気 分 配 箱



じょうきやくがかり 乗客掛 駅におかれる職で駅長の指揮
をうけて旅客・荷主および公衆の案内指導、ならびに待合所、
乗降場その他構内の整理・警戒等交通秩序の維持に努めるもの
である。

乗客掛は乗客掛養成のための講習会終了者、または乗客掛採
用試験に合格したものから採用する。(加藤誠次郎)

じょうきやくせんむ 乗客専務(客専) 車掌の中でとくに指
定して、もっぱら客扱関係の業務のみを取扱うもののことであ
る。現在のところ特別急行列車・普通急行列車をはじめ、主要
な列車にはこれを乗務させもっぱら客扱を行わせている。(加藤
誠次郎)

しょうきゅう 昇給 昇給制度については議論が多いが、賃金
の支払能力の限界内で個人の職務に対する能力の経済的価値の
上昇(従事員の勤続による熟練や能力の増進)に対して、これに
報いるためになされるものといえる。これを企業からみた場合
は、生産性の向上・経営の効率的運営等の観点からきわめて
必要である。

国鉄の昇給は毎年1月1日および7月1日の年2回実施され
ている。その方法は昇給停年として、号ほう間の金額により一
定期間を定め、この期間を経過した者を昇給の有資格者とし、
平常の勤務成績を調査して一定の源資のうち、号ほうを追っ
て現在受けている号ほうより1号ほう(勤務成績がとくに優秀
な者については期間を短縮または2号ほう)上位の号ほうとす
る。

医師および薬剤師(33号ほう以上の者を除く)については、
経験年数によって標準給が定めてあるので、各昇給期までの経
験年数を調査して、標準給が変更される所定の年数に達すれば、
この標準給まで基本給を増額する。

職員がその職務遂行上において、本人の故意もしくは重大な
過失または怠慢の事由によらないで、その職に殉じまたは不具
廃疾となったため退職するときは1号ほう、またこれらの者が
日本国有鉄道行賞規程により局長から表彰されたときは2号
ほう、総裁が表彰を行うときあるいは顕功章を授与されたとき
はすべてに定めるところにより特別昇給が行われる。(武尾新次)

しょうきゅうしきかんしゃ 使用休止機関車 機関車で運用
上のつごうその他によって、その使用を休止するよう指定され
たもの。1箇月以上にわたり引き続き使用を休止する機関車を第
1種使用休止機関車、また機関区に配置する必要がなくなり、
使用を休止する機関車を第2種使用休止機関車という。使用休
止機関車はすべて機関車使用休止手続によって指定および解除
をされる。(塚越義寿)

じょうきゅうのりかえ 上級乗換 旅客が鉄道係員の承諾を
得て、旅客運賃・料金の差額および手数料を支払い、所持する
乗車券・急行券または寝台券の乗車等級より上級等級の車船室
または寝台に乗換えることをいう。

1 変更時期

乗車券類購求後であれば旅行開始前と開始後とを問わないが、
通用期間を経過した乗車券で継続乗車船中の旅客、または使用
開始後の寝台券使用旅客に対しては取扱をしない。

2 変更箇所

発売した箇所であると否とを問わず、また駅であると乗務員
であるとを問わず取扱をする。

3 変更回数

変更取扱回数には制限はない。

4 変更区間

乗車券・急行券は全区間であると一部区間であるとを問わな
い。

5 変更手数料

原券である乗車券・急行券・寝台券1枚ごとに手数料10円を
収受する。

6 変更乗車券類

上級乗換は乗車券(定期乗車券・回数乗車券を除く)・急行券・
寝台券について取扱をするが、これらの乗車券類についてはつ
ぎの制限がある。

(1) 団体乗車券を使用する旅客は、団体構成人員の全部が同
時に区間・等級を同じくして乗換える場合で、かつ輸送上支障
のないむねの承認を受けた場合でなければ上級乗換の取扱をし
ない。貸切乗車券を使用する旅客に対する上級乗換についても
同様である。

(2) 発売枚数に制限のある乗車券類での上級乗換、または乗
車船中での上級乗換については、発売割当上または乗換等級車
室に余裕のある場合でなければ乗換の取扱をしない。

(3) 鉄道乗車証所持者に対しては、乗車券類所持の旅客に準
じて上級乗換の取扱をするが、2名以上の連記式鉄道乗車証所
持者に対しては、同行者全員が同時に区間・等級を同じくして
上級乗換する場合でなければ取扱をしない。

なお、鉄道乗車証によって上級乗換の取扱を受けた者は、乗
換用に発行された乗車券類とその鉄道乗車証とをあわせて所持
しなければならず、またそれ以後方向変更・経路変更等の取扱
をしない。2名以上1葉で発行を受けた周遊割引乗車券も同行
者全員が同時に区間・等級を同じくして上級乗換する場合でな
ければ取扱をしない。

7 旅客運賃・料金の計算方

乗換区間に対して、乗換える上級等級の普通旅客運賃・急行
料金または寝台料金から、その乗換区間に対する原等級の相当
旅客運賃・料金(旅客の所持する乗車券類が割引旅客運賃・料
金によるものであるときは、その乗換区間に対する原乗車券類
と同一の割引率による旅客運賃・料金)を差し引いた額と、原
乗車券類1枚ごとに手数料10円をあわせて収受する。

なお、上記計算方については、つぎの諸条件が付加される。

(1) 2枚以上の普通乗車券を併用する旅客がその両券片にま
たがる乗換をする場合には、これらの乗車券を1枚の乗車券と
みなして乗換区間のキロ程を通算して差額運賃の計算をする。
ただし原乗車券中原等級による異なった割引運賃による計算を
するものがある場合には、乗換える上級の旅客運賃にだけキロ
程を通算した旅客運賃を適用し、原等級による旅客運賃は割引
率の異なるものごとに(同一割引率のものは通算)併算した額に